

事務連絡
令和4年6月14日

各都道府県社会教育施設担当課長 殿
各指定都市社会教育施設担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

公民館・図書館等社会教育施設のデジタル活用促進について（依頼）

日頃より、生涯学習行政、社会教育行政の推進に御尽力頂き、ありがとうございます。

標記の件について、令和4年6月7日、「デジタル田園都市国家構想基本方針（以下、「基本方針」という。）」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

この基本方針において、「公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する」などの方針が示されており、公民館・図書館等社会教育施設の役割が期待されているところです。

また、同日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（骨太方針2022）においても、「ICTも効果的に活用し、～中略～ 公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。」と示されているところです。

ついては、このような趣旨を踏まえ、貴職におかれては、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設の積極的なデジタル活用を図られるよう、各都道府県社会教育施設担当課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知及び協力をお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

（添付資料）

- デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）－抜粋－
- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）－抜粋－
- 経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（骨太方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）－抜粋－
- 公民館におけるデジタル活用の事例

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/001.htm

（公民館の振興/取組事例/公民館におけるデジタル活用の取組）

本件連絡先 文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課 地域学習推進係
TEL：03-6734-2974（直通）
メール：chisui@mext.go.jp

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定） ー抜粋ー

第2章 1. (1) ④ 魅力的な地域をつくる

【地域コミュニティ機能の維持・強化】

郵便局などの既存施設の行政サービス窓口としての活用や、デジタルの活用による地域の高齢者の見守り、スマートフォン等を介した交流の場の提供、デジタルの活用による適正な国土利用・管理や、公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。

第3章 1. (6) ① 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

(d) 社会教育を基盤とした地域活性化

- ・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。
- ・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。

第3章 1. (6) ③ 地域コミュニティの維持・強化

(c) 公民館・図書館などの社会教育施設を拠点とした地域コミュニティの維持・強化

- ・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】
- ・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。【再掲】

第3章 4. (2) デジタル活用に不安のある人への支援

(b) 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

- ・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 一抜粋一

第 2 デジタルにより目指す社会の姿

4. 誰一人取り残されないデジタル社会

「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

- ⑨ デジタル時代のこどもについても、経済的な事情のあるこどもへの通信機器等の貸出しなどの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図るほか、特別支援学校のみならず普通学校でのインクルーシブな環境にも配慮したきめ細かな支援が必要である。また、親（シングルペアレンツ）も含めた貧困等の困難、又は潜在的にそのリスクを抱える家庭に対して、インターフェース統一、必要な支援メニューのアクセス先一元化やワンストップ化によりワンストップ支援が実現されるとともに、公金受取口座登録制度等を活用した仕組みの構築等でプッシュ型支援が実現される必要がある。

第 4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

④ 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

生活困窮者の支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集・横展開等を行うとともに、更なる支援策を検討する。

また、経済的格差等によってこども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

第 6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

② 教育

ウ デジタル社会を見据えた教育

(中略)

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT 等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

(添付資料3)

経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

(骨太方針 2022) (令和4年6月7日閣議決定) ー抜粋ー

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

(PPP/PFIの活用等による官民連携の推進)

デジタル田園都市国家構想の推進力として活用し、地域交流の場である公園・公民館等の身近な施設への新しい活用モデルを形成するとともに、地域プラットフォームの全都道府県での設置促進、優先的検討規程の策定・運用支援、事業効果の見える化・情報発信等により、案件形成を強力に促進する。民間の創意工夫の一層の発揮に向け、提案者へのインセンティブ付与等民間提案制度の強化等に取り組む。

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。